

京都労働局 化学物質の管理に関する 自主点検

2026年2月13日

本フォームに回答する場合は、厚生労働省が定めるプライバシーポリシーに同意したこととみなします。
厚生労働省 プライバシーポリシーサイトへのリンク
<https://www.mhlw.go.jp/stf/chosakuken/ms365policy.html>



* 必須

事業場情報

1. 整理番号 *

※送付文に記載されている番号を入力してください。

2. 事業場名 *

※工場名、営業所名、店舗名等がある場合は、工場名等まで入力してください。

3. 所在地（県名省略可） *

4. 担当者氏名 *

5. 連絡先（電話番号） *

事業場情報（労働者の雇用状況について）

6. 事業場で労働者を雇用していますか。*

※労働者には、パート、アルバイト等を含みます。

1 雇用している

2 雇用していない

7. 労働者数を入力してください

※数字のみを入力してください。

「化学物質の自律的管理」及び「化学物質管理強調月間」に係る各種資料については、以下の資料をご確認ください。

- ① 第2回化学物質管理強調月間 https://jsite.mhlw.go.jp/kyoto-roudoukyoku/newpage_02280.html
- ② 第2回化学物質管理強調月間実施要綱 <https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001590203.pdf>
- ③ 職場における化学物質対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzeneisei03.html

- ④ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000099121_00005.html

- ⑤ 化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html
- ⑥ 化学物質対策に関するQ & A（リスクアセスメント関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11389.html
- ⑦ 化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf

リスクアセスメント対象物質の製造等の有無について

※リスクアセスメントとは、作業による労働者への危険または健康 障害を生じるおそれの程度を見積もり、リスクの低減対策を検討することです。

8. リスクアセスメント対象物質の「製造」又は「取り扱い」を行っていますか。*

※リスクアセスメント対象物質とは、ラベル表示・SDS交付等の義務対象物質と同一です。

次の「職場のあんぜんサイト」で確認することができます。<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/gmsds640.html>

①令和7年4月1日、令和8年4月1日時点のR A対象物はExcelリスト

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001168179.xlsx>)、

②令和9年4月1日には約150物質が追加される予定ですが、追加物質については、Excelリスト

(<https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001474394.xlsx>)

をご確認ください。

- 1 行っている
- 2 行っていない

製造又は取り扱う化学物質について

9. リスクアセスメント対象物質を製造していますか。*

※「製造」には、化学的に合成するほか、混合、濃縮・希釈、他物質を添加、小分け等により化学物質等を含む製品化を行うことも含まれます。

- 1 製造している
- 2 製造していない

10. リスクアセスメント対象物質を取り扱っていますか。*

※「取り扱う」には、化学物質等を含む製品を業務で使用する等も含まれます。

- 1 取り扱っている
- 2 取り扱っていない

11. 製造しているリスクアセスメント対象物質の種類を選んでください（複数選択可）。

- 1 有機溶剤
- 2 特定化学物質
- 3 その他の化学物質

12. 取り扱っているリスクアセスメント対象物質の種類を選んでください（複数選択可）。

- 1 有機溶剤
- 2 特定化学物質
- 3 その他の化学物質

13. 「がん原性物質」を製造又は取り扱っていますか。

※「がん原性物質」に該当するかどうかは、次のサイトを参考にしてください。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc12.html>

- 1 製造している（取り扱っている）
- 2 製造していない（取り扱っていない）

14. 「濃度基準値設定物質」を製造又は取り扱っていますか。

※「濃度基準値設定物質」に該当するかどうかは、次のサイトを参考にしてください。
<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc11.html>

- 1 製造している（取り扱っている）
- 2 製造していない（取り扱っていない）

15. 他の事業者に対して、化学物質等（又は化学物質等を含む製品）の譲渡・提供・販売のいずれかを行っていますか。

- 1 行っている
- 2 行っていない

16. 化学物質等（又は化学物質等を含む製品）の譲渡等を行う際に、容器ヘラベル表示を行い、SDS（安全データシート）等を譲渡・提供・販売先に通知していますか。

※SDS交付対象物質を販売・譲渡等する場合は、定められた事項についてラベルに表示し、SDSを通知（交付）する必要があります。2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

化学物質対策に関するQ & A（ラベル・SDS関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html SDS交付Q13-1から13-3までをご確認ください。

- 1 通知している
- 2 通知していないので、今後1か月以内に通知する
- 3 今後においても通知する予定はない

衛生管理者・安全衛生推進者等・化学物質管理者の選任等について

…

17. 衛生管理者または安全衛生推進者、衛生推進者を選任していますか。*

※製造業において、常時使用する労働者が10名以上50人未満の場合は安全衛生推進者（各種商品卸小売業及び家具・建具・じゅう器等卸小売業並びに燃料小売業を除く商業、旅館業及びゴルフ場業を除く接客娯楽業、その他の業種においては衛生推進者（以下「安全衛生推進者等」と記載））を選任し、労働者50名以上の場合は衛生管理者を選任する必要があり、3乃至4を選択された場合は改善が必要です。

安全衛生推進者等については、次のサイトをご確認ください。 → 職場のあんぜんサイト

https://anzeninfo.mhlw.go.jp/yougo/yougo31_1.html

- 1 安全衛生推進者等を選任し、管理を行わせている（常時使用労働者10名以上50名未満）
- 2 衛生管理者を選任し、管理を行わせている（常時使用する労働者50人以上）
- 3 安全衛生推進者等または衛生管理者を選任していないので、1か月以内に選任する
- 4 安全衛生推進者等または衛生管理者を選任しておらず、今後も選任する予定はない（下記5を除く）
- 5 常時使用する労働者が10名未満のため、選任していない

18. 化学物質管理者を選任し、化学物質のリスクアセスメント等の実施・管理を行わせていますか。*

※化学物質の製造・取扱事業場は労働者数に関わらず化学物質管理者の選任が必要となり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

化学物質管理者の選任については、「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf

の10頁記載のN^o2-1-1から11頁記載の2-1-10までをご確認ください。

- 1 選任し、管理を行わせている
- 2 選任していないので、1か月以内に選任する
- 3 選任しておらず、今後も選任する予定はない

19. 選任する化学物質管理者に必要な講習を受講させていますか。

※化学物質を「製造」している事業場においては、告示で定める講習修了者から化学物質管理者を選任する必要があり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。また、「取扱」している事業場においても、一定の講習を受講することが望ましいとされています。

- 1 受講させている
- 2 受講させていないので、3か月以内に受講させる
- 3 受講させておらず、今後も受講させる予定はない
- 4 製造事業場ではないので、受講させていない

20. 選任した安全衛生推進者等・化学物質管理者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。

※安全衛生推進者等・化学物質管理者を選任した際はその氏名を周知する必要があり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 周知している
- 2 周知していないので、1か月以内に周知する
- 3 周知しておらず、今後も周知する予定はない

保護具着用管理責任者の選任等について

保護具着用管理責任者の選任については、「化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A」
https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf
の111頁記載の№2-2-1から12頁記載の2-2-3までをご確認ください。

21. 保護具着用管理責任者を選任し、適正な保護具の選択、使用、保守管理に関する事項を管理させていますか。*

※リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場で選任する必要があり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 選任し、管理させている
- 2 選任していないが、1か月以内に選任する
- 3 選任しておらず、今後選任する予定はない

22. 選任した保護具着用管理責任者の氏名を見やすい箇所に掲示するなどにより、労働者に周知していますか。

※保護具着用管理責任者を選任した際にはその氏名を周知する必要があり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 周知している
- 2 周知していないので、1か月以内に周知する
- 3 周知しておらず、今後も周知する予定はない

安全衛生委員会におけるリスクアセスメント等の実施に係る調査審議の状況について

23. 衛生委員会（又は安全衛生委員会）の運営規程等に調査審議事項として、化学物質等のリスクアセスメント等に関することを規定していますか。

※化学物質を製造又は取扱う事業場の安全衛生委員会又は衛生委員会において規定する必要がある、2乃至4を回答された場合は改善が必要です。

- 1 規定している
- 2 規定していないので、1か月以内に規定する
- 3 常時使用する労働者が50人未満のため、委員会は設置していないが、関係労働者から意見聴取の機会を設けている（今後1か月以内に設ける予定を含む）
- 4 規定しておらず、今後も規定し、意見聴取の機会を設ける予定はない（委員会を開催していない、規定を策定していない場合、常時使用労働者数50人未満で意見聴取の機会を設けていない場合を含む）

24. 安全衛生委員会（又は衛生委員会）において、リスクアセスメント等の実施状況、実施結果に基づく措置状況等について調査審議していますか（労働者数が50人未満の事業場においては、労働者の意見聴取を行っていますか）。

※化学物質を製造又は取扱う事業場の安全衛生委員会又は衛生委員会において調査審議する必要がある、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 調査審議（意見聴取）している
- 2 調査審議（意見聴取）していないので、1か月以内に行う
- 3 調査審議（意見聴取）しておらず、今後もしない

リスクアセスメント等の実施状況について

25. 化学物質等の作業に係るリスクアセスメントを実施していますか。

※リスクアセスメント対象物を製造又は取扱う場合、クリエイトシリアル等の数値モデルを使用する等のリスクアセスメント（危険・有害性の調査）を実施することが必要であり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 実施している
- 2 実施していないが、今後1か月内に実施（着手）する
- 3 実施しておらず、今後も実施する予定はない

26. 化学物質等のリスクアセスメントの結果を踏まえ、リスク低減措置を検討していますか。

※リスクアセスメントの結果を踏まえ、労働者がリスクアセスメント対象物にばく露される濃度の低減措置を講じることが必要であり、2乃至3を回答された場合は改善が必要です。

- 1 検討している
- 2 検討していないが、今後1か月以内に検討する
- 3 検討しておらず、今後も検討する予定はない

27. 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づき実施する健康診断等の要否について、労働者の意見を聴取した上で、判断していますか。又は判断することとしていますか。

※リスクアセスメントの結果、健康障害リスクが高いと判断された労働者に対し、医師等が必要と認める項目について、健康障害リスクの程度及び有害性の種類に応じた頻度で実施する（安衛則第577条の2第3項）、または何らかの異常事態が発生し、労働者がリスクアセスメント対象物質の濃度基準値（物質により値が定められている）を超えてばく露したおそれがある場合に速やかに実施する（同第4項）必要があり、2を回答された場合は改善が必要です。

- 1 判断している（今後判断する場合を含む）
- 2 判断していない（今後も意見聴取の予定がない場合を含む）

28. 化学物質等のリスクアセスメント等の結果に基づく措置、労働者のばく露状況、関係労働者の意見聴取状況について記録を作成し、3年保存していますか。

※記録を作成し、3年以上保存する必要があり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

- 1 記録を作成し、保存している
- 2 記録を作成し、保存していないが、今後3か月以内に実施する
- 3 今後においても記録を作成し、保存する予定はない

29. SDSとリスクアセスメントの結果等を労働者に周知し、教育を行っていますか。

※リスクアセスメントを実施した際は、その結果を労働者に周知し、必要な衛生教育をする必要があり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

「化学物質対策に関するQ&A(ラベル・SDS関係)」 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11237.html のQ15-1,Q15-2をご確認ください。

- 1 行っている
- 2 今後3か月以内に行う
- 3 今後においても周知、教育を行う予定はない

30. リスクアセスメント対象物のうち、がん原性物質を製造・取扱いしている場合、労働者の氏名・作業記録・ばく露状況等を作成し、30年保存していますか。

※「がん原性物質」に該当するかどうかは、次のサイトを参考にしてください。

<https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc12.html>ががん原性物質を製造又は取り扱う場合は、上記の記録を作成し、30年間保存する必要があり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

- 1 保存している
- 2 今後3か月以内に記録作成し、保存する
- 3 今後においても記録を作成し、保存する予定はない
- 4 該当なし（がん原性物質は製造・取扱いしていない）

31. 皮膚等障害化学物質を取り扱う場合、不浸透性の保護具を着用させていますか。

※「皮膚等障害化学物質」（皮膚刺激性有害物質、皮膚吸収性有害物質）に該当するかどうかは、次のサイトを参考にしてください。 <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/user/anzen/kag/ankgc13.html>皮膚等障害化学物質を製造又は取り扱う場合は、当該物質に応じた不浸透性の保護具を着用する必要があり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

- 1 着用させている
- 2 今後1か月以内に着用させる
- 3 今後においても着用させる予定はない
- 4 該当なし（皮膚等障害化学物質は取扱いしていない）

32. リスクアセスメント対象物を容器等に小分けにして保管する際は、小分けする容器等に当該物質の名称・人体に及ぼす作用について表示する等により、取り扱う者に明示していますか。

※瓶等に小分けする際にもSDSや元の容器に記載された物質名及び危険性・有害性の概要を絵表示等で明示する必要があり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

- 1 明示している
- 2 今後3か月以内に明示する
- 3 今後においても明示する予定はない
- 4 該当なし（小分けにしての保管はしていない）

33. リスクアセスメント対象物質を製造又は取り扱う設備について、他の事業者に設備の分解又は設備内部に立ち入る清掃等の作業を依頼する場合、作業を依頼する事業者に対して、リスクアセスメント対象物質の有害性等の情報を文書等で通知していますか。

※自社の労働者以外の下請事業者や一人親方等の個人事業者に対しても、リスクアセスメント対象物質のばく露による健康障害防止のため、有害性の情報を通知することが必要であり、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

- 1 通知している
- 2 今後1か月以内に通知する
- 3 今後においても通知する予定無し
- 4 該当なし（該当作業が発生していない）

34. 労働者の雇い入れ時に化学物質の危険有害性に関する事項等を教育していますか。

※雇い入れ時安全衛生教育の必要項目となっており、2乃至3を回答した場合は改善が必要です。

化学物質による労働災害防止のための新たな規制に関するQ&A

https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/FAQ_20240228.pdf 12頁の2-3-1 をご確認ください。

- 1 教育している
- 2 今後労働者を雇い入れた際に教育する
- 3 今後においても教育する予定はない

質問は以上です。ご協力ありがとうございました。

このコンテンツは Microsoft によって作成または承認されたものではありません。送信したデータはフォームの所有者に送信されます。

 Microsoft Forms